

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2 (急)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



急傾斜地斜面内の区域



土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域  
 土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m<sup>2</sup>を超える区域  
 土石等の堆積の高さが3mを超える区域



縮尺  
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	-461.017(2124)
告示番号	新潟県告示第804・805号	箇所名	岩原(3)
告示年月日	平成21年6月2日	所在地	南魚沼郡湯沢町大字土樽

土砂災害警戒区域・  
土砂災害特別警戒区域  
区域図